

重 要

令和6年10月22日

市町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和7年度「再商品化実施委託単価」及び「製品プラ等の協会経費単価」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般ご送付した「令和7年度『分別基準適合物(容器包装リサイクル法)及び分別収集物(プラスチック資源循環促進法)の引き渡し』に係る申込み」に関する資料につきましては、令和7年度再商品化委託単価が未記入のまま印刷されております。

これは資料の印刷時点ではまだ数値が確定していなかったためですが、申込書類発送に間に合うタイミングでお知らせできることとなりましたので、大変恐縮ですが、この資料にて標記委託単価のご連絡とさせていただきます。

敬具

令和7年度再商品化実施委託単価は以下のとおりです。

| 特定分別基準適合物 | 再商品化実施委託単価(消費税・地方消費税含まず) |
|--------------|---------------------------|
| ガラスびん(無色) | 11,000円 / トン (11.0円 / kg) |
| ガラスびん(茶色) | 13,900円 / トン (13.9円 / kg) |
| ガラスびん(その他の色) | 20,200円 / トン (20.2円 / kg) |
| PETボトル | 8,800円 / トン (8.8円 / kg) |
| 紙製容器包装 | 22,000円 / トン (22.0円 / kg) |
| プラスチック製容器包装 | 63,000円 / トン (63.0円 / kg) |

令和7年度製品プラ等の協会経費単価は以下のとおりです。(消費税・地方消費税含まず)

| | |
|--------------|---------------------------|
| 製品プラ等の協会経費単価 | 2,792円 / トン (2.792円 / kg) |
|--------------|---------------------------|

(製品プラ等の協会経費単価の詳細な計算方法につきましては裏面をご確認ください。)

※令和7年度の再商品化実施委託単価等が記載された、資料1「『分別基準適合物の引き取りおよび再商品化』の概要(令和7年度版)」、資料12「プラスチック資源循環促進法(32条)に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について」は、後日、あらためてお知らせ通知等にてご連絡させていただきます。

【ご参考】 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

| 特定分別基準適合物 | 特定事業者責任比率 | 市町村負担比率 |
|--------------|-----------|---------|
| ガラスびん(無色) | 94% | 6% |
| ガラスびん(茶色) | 88% | 12% |
| ガラスびん(その他の色) | 92% | 8% |
| PETボトル | 100% | 0% |
| 紙製容器包装 | 99% | 1% |
| プラスチック製容器包装 | 99% | 1% |

※この比率は、令和6年9月26日の産業構造審議会で提示されていますが、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集(パブリックコメント)の終了後に確定となります。

以上

令和7年度 市町村が負担する製品プラ等の再商品化に係る協会経費単価について

<令和7年度に市町村が負担する協会経費単価(税抜き)の計算方法>

○令和7年度予算におけるプラスチック容器事業部の協会経費総額は以下のとおりです。

→ ① 1, 003, 943, 000円

○協会経費総額を製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費(特定事業者固有経費)と製品プラ等のペール品質調査費や製品分析費といった明確に区分が可能な経費(市町村固有経費)、再商品化事業者、市町村、協会全般に関わる経費で明確に区分が不可能な経費(共通経費)とに分けます。

→ ② 特定事業者固有経費 365, 062, 000円

→ ③ 市町村固有経費 50, 900, 000円 (令和6年度実績見込み額)

→ ④ 共通経費 587, 981, 000円

○共通経費を6月に実施した協会調査により把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量で按分します。

→ A 申込見込量総量 = 670, 180トン

B 容リプラの申込見込量 = 643, 526トン D 容リプラの割合 = 96.0

C 製品プラ等の申込見込量 = 26, 654トン E 製品プラ等割合 = 4.0

→ ⑥ 共通経費のうち市町村負担額 = $587, 981, 000円 \times 4.0 / 100 = 23, 519, 240円$

(⑥ = ④ × E / 100)

○市町村固有経費と共通経費のうち市町村負担額を足したものが市町村が負担する協会経費となり、それを製品プラ等の申込見込量で割ったものが協会経費単価となります。

→ ⑧ 市町村が負担する協会経費 = $50, 900, 000円 + 23, 519, 240円 = 74, 419, 240円$

(⑧ = ③ + ⑥)

→ 市町村負担経費単価 = $74, 419, 240円 / 26, 654トン = \underline{2, 792円/トン(税抜き)}$

(市町村負担経費単価 = ⑧ / C)

(令和6年度は 2, 275円/トン(税抜き))

プラスチック容器事業部の協会経費 (令和7年度予算ベース) ①

1, 003, 943, 000円

対象外経費 ②
特定事業者固有経費

365, 062, 000円

対象経費 ④ (共通経費) ⇒ 重量按分

再商品化事業者・市町村・協会全般に関わる経費

587, 981, 000円

申込見込総量A 670, 180

容リプラ見込量B 643, 526

製品プラ等見込量C 26, 654

容リプラ割合D 96.0

製品プラ割合E 4.0

共通経費のうち
特定事業者負担額 ⑤
(④ × 96.0 / 100)

564, 461, 760円

共通経費のうち
市町村負担額 ⑥
(④ × 4.0 / 100)

23, 519, 240円

対象経費 ③

(市町村固有経費)
製品プラ等の品質調査・製品分析の経費

50, 900, 000円

特定事業者が負担する協会経費 ⑦

(② + ⑤)

929, 523, 760円

市町村が負担する協会経費 ⑧

(③ + ⑥)

74, 419, 240円

※なお、令和7年度に市町村が負担した金額と令和7年度の実績額との差額は、令和9年度予算において市町村負担に加算することになります。

以上